

令和2年5月8日

保護者の皆様方へ

県立霧島高等学校
校長 原 憲一

新型コロナウイルス感染症に係る「警戒期間」中の学校再開について（お知らせ）

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「緊急事態宣言」の中、本校の教育活動について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大型連休も明けましたが、依然としてコロナウイルスの猛威は衰えず、全国の都道府県を対象に5月31日（日）まで「緊急事態宣言」が延長されております。

本県でも、感染者は4月20日以降新たな感染者は確認されておりませんが、県教委から「生徒の学びを保障するため、県立学校の教育活動を5月11日（月）から再開することとします。ただし、同日から24日まで（日）までの期間は警戒期間として、感染拡大対策を最大限に行いながら、学校教育活動を行うこととします。」と通知がありました。

つきましては、本校としても、通知に従い、事態の重要性を踏まえて、下記のとおり実施することといたしました。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 警戒期間について

5月11日（月）から24日（日）まで

2 基本的な感染症対策に関すること

- (1) 毎日自宅等で健康観察を行い、発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。
- (2) 学校でも換気を行いますが、自宅でもしっかり換気を行い、手洗いうがいを徹底してください。
- (3) 大型連休中に、感染者が多い他の都道府県に出かけた生徒は、自宅待機の可能性がありますので、申し出てください。
- (4) 自分の行動履歴を記録するなど、自分の行動に責任が持てるように指導をしてください。（万一、感染者が出た場合の蔓延防止にもつながります。）

3 生徒指導に関すること

- (1) 感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為（誹謗中傷、SNS投稿も含める）は絶対にしない。
- (2) 自分も家族も感染するのではないかという不安や恐れを抱くなど、心理的ストレスがあった場合は、遠慮なく担任や相談しやすいところに相談する。

4 学習等に関すること

(1) 登校日について（J R通学対応のため）

ア 一日登校日…11日(月), 13日(水), 15日(金), 19日(火), 21日(木)

イ 半日登校日…12日(火), 14日(木), 18日(月), 20日(水), 22日(金)

(学校によって、分散登校をさせたり、登校日を学年でかえたりして感染リスクを減らす対策をとっている学校もありますが、本校では、学校規模やJ Rの運行時間等を勘案して、上記の登校日を設定しました。J Rやバス通学者は、マスク着用の上、集団密着はしないことを御指導ください。)

(2) 授業形態は、生徒同士が過密にならないように、机間等を離すなど工夫をします。

(3) 部活動について

ア 登校日は部活動ができます。(それ以外はできません。)

イ 合同練習や練習試合はできません。

ウ けが防止のため、過度な練習はさせません。

(医療関係者の負担を減らすことにもつながります。)